

# 人権課題別の人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発には、人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的人権課題を通じた個別的な視点からのアプローチを関連させながら、人権に関する知識や理解を深め、課題解決に向けた実践的な態度を培うことが求められます。

ただし、実際の人権問題では、例えば子どもでも性的マイノリティの子どもや障害のある外国籍の子どもなどのように複数の属性が交差して、より困難な状況を抱えている場合もあります。

そのため、個別の人権課題をテーマに人権教育・啓発を行う際には、人権問題を解決するために不可欠な「複合差別の視点」を踏まえることが重要です。



## 女性

### 【課題】

- 職場、教育現場、地域、家庭、メディア等における、男女共同参画についての正しい理解の浸透と固定的な性別役割分担意識の解消を図る。
- 性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、同和問題（部落差別）に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、このような方々が直面する複合的な差別や偏見、困難な状況への理解・認識の共有を図る。
- 女性の就労継続やキャリア形成、能力の発揮を可能にする環境づくりを行う。
- 女性に対する暴力の防止と被害者の保護・支援を行う。
- 不安定な就業環境や暴力の被害等の複合的な問題により、貧困や孤立等の生活上の困難に陥る女性に対する保護・支援を行う。

### 【施策の基本方向】

- 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進
  - ・固定的な性別役割分担意識、女性に対する差別・偏見の解消
  - ・男女平等教育、男女共同参画に関する学習の提供
  - ・広報・出版物、メディアにおける男女共同参画の視点に立った取組
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
  - ・暴力根絶のための教育・啓発
  - ・暴力の被害者を生まない取組
  - ・犯罪となる暴力の厳正な取締り
  - ・被害者の早期発見、適切な保護・支援
- 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の促進
  - ・男女に平等な就業環境づくり
  - ・地域における慣行等の見直しと女性参画の促進
  - ・政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 相談支援体制の充実

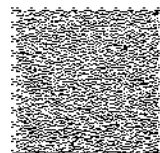
## 子ども

### 【課題】

- すべての子どもに、安全・安心な生活を確保し、健やかに成長できる環境をつくる。
- 虐待や犯罪等の被害を受けた子ども、非行、不登校、あるいは貧困の状況にある子どもに対して、一人ひとりの状況に応じた総合的かつ継続的な支援を行う。

### 【施策の基本方向】

- 子どもが安全・安心に暮らせる地域社会づくり
  - ・安全・安心なまちづくりの推進
  - ・子どもを安心して産み育てられるための支援
- 子どもの人権を保障する教育・啓発の推進
- 児童虐待防止対策の推進
  - ・児童虐待の発生予防・早期発見
  - ・児童虐待発生時の迅速・的確な対応



- 育児の不安や困難を抱える家庭を早期に発見し、継続的に支援する。
- 児童虐待を未然に予防するとともに、早期に発見し、迅速・的確な対応・支援を行う。
- 子ども自身が自分を含め誰もがかけがえのない存在であることを理解し、お互いの人権を尊重し合うことの大切さを理解する。
- 子ども・若者が、権利の主体として、個人が尊重され、家庭の経済的状況等にかかわらず、それぞれの夢に向かって希望を持ちながら挑戦できる環境を整える。

- いじめ、暴力行為、体罰の根絶
- 性的被害や有害情報から子どもを守る対策
- 不登校の子どもへの支援
  - ・相談体制の充実
  - ・学習機会の確保
- 子どもの貧困対策
- 少年非行への対応

## 高齢者

### 【課題】

- 高齢者が生活の質（QOL）の維持・向上を図り、住み慣れた地域で安全・安心かつ快適に暮らせる社会を実現する。
- 高齢者が被害者となる虐待や消費者トラブル、事件・事故の防止と高齢者の権利を擁護するための取組を行う。
- 高齢者の経験や能力、意欲を活かすことができる職場や地域の環境をつくる。
- 認知症に関する正しい理解の普及・啓発及び認知症当事者の社会参加、情報発信等を支援する。

### 【施策の基本方向】

- 高齢者を取り巻く環境整備
  - ・包括的支援
  - ・バリアフリーの推進
  - ・消費生活の安定・向上
- 高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進
- 高齢者虐待防止体制の充実
- 介護者の支援
- 高齢者の権利擁護の推進
- 高齢者の就労や社会参加の機会の確保
- 福祉のまちづくりの推進
- 認知症に関する正しい理解の普及・啓発、認知症当事者の社会参加、情報発信

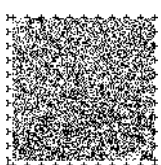
## 障害者

### 【課題】

- 障害についての正しい理解を促進する。
- 障害の有無に関わらず、誰もが支え合いながら共に暮らしていくことが日常となる共生社会を実現する。
- 障害を理由とした不利益な取扱いを禁止し、社会的障壁を除去するための合理的配慮を実践する。
- これらを通じて、障害のある人の雇用及び就労の促進や文化・芸術及びスポーツの推進を図り、自立及び社会参加を促進する。

### 【施策の基本方向】

- 障害のある人もない人も共に暮らしやすい環境整備
- 障害のある人の人権についての教育・啓発の推進
- 障害のある人への虐待防止、権利擁護及び相談体制の整備
- 社会参加の促進並びに雇用・就業及び経済的自立の支援



## 同和問題（部落差別）

### 【 課 題 】

- 学校や地域、企業・職場において、同和問題（部落差別）についての正しい理解の普及と差別・偏見の解消に向けた取組を推進する。
- 就職・結婚等における偏見や差別を解消する。
- インターネット等を利用した差別的情報が排除され、正しい情報が発信されるために、情報化に対応した早急な取組を行う。
- 「えせ同和行為」を排除する。

### 【 施策の基本方向 】

- 同和問題（部落差別）についての正しい理解を促進する教育・啓発
  - ・学校における教育・啓発
  - ・県民一人ひとりに向けた取組
- 隣保館の活用・活動の促進
- 企業における取組促進
  - ・公正な採用選考・人事管理
  - ・同和問題（部落差別）に係る人権・個人情報に配慮した経済活動
- 市町村における個人情報の厳正な取扱と不正取得の防止
- インターネット上の差別事象への対応
- えせ同和行為の排除

## 外国人

### 【 課 題 】

- 今後も国境を越えた人の移動が更に盛んになることが見込まれることから、様々な背景を持つ民族的、人種的、宗教的及び言語的少数者が暮らしやすい地域をつくる。
- 外国人の一人ひとりの状況に応じた生活支援の充実や日常生活に必要な情報の提供、日本語教育と母国文化教育の充実、災害時の支援体制の整備に取り組む。

### 【 施策の基本方向 】

- 多文化共生社会の推進
  - ・文化や習慣、価値観の多様性を尊重する教育・啓発の推進
  - ・相互理解のための異文化交流の推進
  - ・人権意識を含む国際感覚の醸成
  - ・ヘイトスピーチを許さない広報啓発活動
- 外国人に対する生活・教育支援
  - ・情報提供の充実
  - ・防災対策の強化
  - ・教育の支援
  - ・相談支援の充実
- 雇用の場における外国人の人権擁護

## HIV 感染者・ハンセン病元患者・感染症患者等

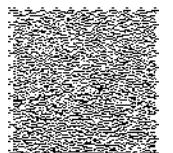
### ■ HIV 感染者等

### 【 課 題 】

- HIV感染者等に対する正しい知識や理解を普及し、偏見や差別を解消する。

### 【 施策の基本方向 】

- HIV感染者等に対する差別解消のための啓発活動の推進
  - ・正しい知識の啓発
  - ・世界エイズデー及び鹿児島レッドリボン月間に合わせたキャンペーンの実施
  - ・保健・医療関係者を対象とした研修の実施
- エイズ教育の推進
  - ・高校生等を対象とした性教育の推進
  - ・学校におけるエイズ教育に関する指導の推進
- 相談体制の充実
  - ・保健所における相談対応
  - ・臨床心理士による心理的支援



## ■ ハンセン病元患者等

### 【 課 題 】

- ハンセン病に対する正しい知識や理解を普及する。
- ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別意識を払拭するとともに、必要な支援を行う。

### 【 施策の基本方向 】

- ハンセン病問題の正しい理解を深めるための教育・啓発活動の推進
- 患者・元患者・家族への支援

## ■ 感染症患者等

### 【 課 題 】

- 感染症に関する正しい知識や理解の普及・啓発により、偏見や差別を解消する。
- 新型インフルエンザ対策等の実施に当たっては、行動制限など県民の自由と権利への制限は必要最小限に行う。
- インターネット上の悪質な書き込みに対し、適切に対応する。

### 【 施策の基本方向 】

- 偏見や差別の解消のための感染症に関する正しい知識や理解のための普及・啓発等の推進
- インターネット上の悪質な書き込みへの対応
- 新型インフルエンザ等対策を実施する際の人権の尊重

## ■ 犯罪被害者等

### 【 課 題 】

- 犯罪被害者等に対する理解を促進する。
- 犯罪被害者等の事件後の日常生活への様々な精神的・経済的影響を軽減する支援を行う。
- 犯罪被害者等のプライバシーの保護を徹底する。

### 【 施策の基本方向 】

- 犯罪被害者等への理解と人権尊重のための啓発活動の推進
  - ・地域のサポートや職場における配慮
  - ・犯罪被害者等の抱える問題への理解促進
- 犯罪被害者等に対する支援の充実
  - ・犯罪被害者等支援総合窓口の活用
  - ・性暴力被害者サポートネットワークかごしまにおける相談支援
  - ・交通事故相談所における相談対応
- 犯罪被害者等の精神的・経済的支援の充実
  - ・捜査過程等の負担軽減
  - ・ニーズに対応した支援活動
  - ・民間の支援団体と連携した多様なニーズへの対応
  - ・県営住宅への優先入居

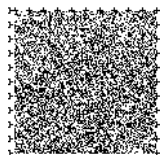
## ■ 北朝鮮当局による拉致問題等

### 【 課 題 】

- 拉致問題等の解決に向けて、県民の関心を高め、認識を深める。

### 【 施策の基本方向 】

- 拉致問題等についての啓発活動の推進
- 学校における拉致問題等についての教育の充実



## 性的指向・性自認

### 【 課 題 】

- 性的指向・性自認について、正しい理解を促進し、それらを理由とする差別や偏見を解消する。
- 人権の視点から多様な性のあり方を尊重し、それを踏まえた制度等の見直しを行う。
- 各般の問題に対応するための相談体制の整備等を行う。

### 【 施策の基本方向 】

- 多様な性を理解する教育や啓発活動の推進
  - ・地域住民への啓発
  - ・企業等への啓発
- 学校における性的指向・性自認に係る理解の促進ときめ細かな対応
  - ・多様な性についての理解促進
  - ・相談支援体制の整備
- 制度や施設等における性的指向・性自認への配慮

## 刑を終えて出所した人等

### 【 課 題 】

- 個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現する。
- 就労や住居の確保のための支援をより一層強化する。
- 相談拠点及び地域の支援連携拠点を構築する。
- 地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進する。
- 国・地方公共団体・民間協力者等の連携の更なる強化を図る。
- 保護司等更生保護制度を支える人材を確保する。

### 【 施策の基本方向 】

- 次に掲げる第2次鹿児島県再犯防止推進計画の5つの重点課題の解決に向けた取組の推進
  - ・国・市町村・民間団体等との連携強化
  - ・就労・住居の確保
  - ・保健医療・福祉サービスの利用の促進
  - ・非行の防止と学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施
  - ・民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

## 生活困窮者

### 【 課 題 】

- 様々な事情により現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができない人やその恐れがある人を早期に発見し、支援につなげる。
- 一人ひとりの状況に応じた寄り添った支援を行う。
- 生活困窮に陥る背景にある地域課題の解決を図る。

### 【 施策の基本方向 】

- 生活困窮者の尊厳の保持
- 生活困窮者の状況に応じた包括的な支援の実施
- ホームレスの人権擁護と支援
- 地域共生社会実現に向けた地域づくりの実践

## 人身取引

### 【 課 題 】

- 人身取引の取締りを強化し、被害者を保護する。
- 国内及び国際的人身取引の問題に対する理解を広める。

### 【 施策の基本方向 】

- 人身取引の実態や背景についての理解の推進
- 人身取引をさせない意識啓発の推進
- 人身取引の取締りの強化と被害者保護

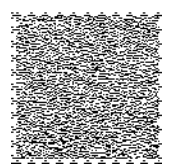
## アイヌの人々

### 【 課 題 】

- アイヌの人々への理解不足による就職・結婚時における偏見や差別を解消する。

### 【 施策の基本方向 】

- アイヌの人々の歴史や文化についての理解と認識の促進



## 災害時の人権問題

### 【課題】

- 避難所において、避難生活に必要な備蓄を充実させるとともに、安全・安心やプライバシーを確保するなど良好な生活環境を確保する。
- 避難所運営や被災地の復旧・復興において、高齢者、障害者、女性、外国人、性的少数者など多様な一人ひとりに配慮するとともに、それら多様な立場の人の参画を促進する。
- 災害に伴う風評被害や偏見、いじめなどを防止する。

### 【施策の基本方向】

- 災害発生時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進
  - ・災害に備える命や人権を大切にする教育・啓発の推進
  - ・風評等に基づく人権侵害事案の発生予防
- 人権に配慮した防災対策
- 避難所における要配慮者への適切な対応
  - ・市町村等に対する研修の実施
  - ・多様な立場の人の参画による避難所運営
  - ・要配慮者への適切な対応
  - ・避難所における防犯対策の実施
  - ・相談体制の整備
- 被災者の生活支援

## インターネット社会における人権問題

### 【課題】

- インターネット上の人権侵害を防止する。
- インターネットの正しい使い方を普及する。
- インターネットを利用したいじめや児童ポルノ、リベンジポルノ等を予防するための教育・啓発を推進するとともに、それらの被害者を適切に支援する。

### 【施策の基本方向】

- 人権意識をもったインターネット利用の啓発活動の推進
- 情報モラルに関する教育の充実
  - ・インターネットの安全な利用のための情報モラル教育の取組
  - ・家庭内におけるインターネット利用のルールづくり等の促進
- 安全・安心なインターネット利用の促進
  - ・青少年を取り巻く有害環境の浄化
  - ・青少年のインターネット利用を介した有害情報との接触等の防止
- インターネット上での人権侵害行為への対応

## ハラスメント

### 【課題】

- ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権に関わる許されない行為であるという認識を県民に浸透させる。
- 人権を尊重した経済活動が企業の社会的信頼や価値を高め、発展につながるという認識を浸透させる。
- 企業等におけるハラスメント防止に係る取組を強化する。

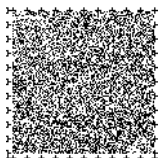
### 【施策の基本方向】

- ハラスメント防止のための教育・啓発
- 企業等へのハラスメント防止に係る取組強化

## 複合的な人権問題

障害のある外国籍の子どもや高齢の生活困窮者等のように、人には複数の属性があることで、差別や偏見を重複して受け、より困難な状況に直面することがあります。このため、人権問題の解決に当たっては、複合的な視点が不可欠であり、それを踏まえた人権教育・啓発に取り組みます。

なお、属性のうちで性別は、誰にとっても関わりがあることから、性別に起因する（特に女性の）人権問題は最も身近な人権問題です。子どもや高齢者、障害者、外国人、同和問題、性的指向・性自認等の人権問題があるところには、女性の人権問題が存在します。そのため、それぞれの人権問題の解決に当たっては、女性の人権の視点で横串で通す横断的な取組が必要です。



## 様々な人権問題

これらのほかに、難病患者や感染症のキャリアの人権、個人情報の保護の問題など、様々な人権問題があります。また、世界には、未だ戦争や民族紛争、迫害等の深刻な人権問題が存在し、世界中に人権を侵害され、命の危機にさらされている人がいます。

誰もが、人権を侵害され、日常を奪われるリスクを抱えています。すべての人の人権が尊重され、あらゆる差別や偏見のない平和な社会の実現に向けて、人権問題についての理解を深め、一人ひとりがその解決に役割を果たすために、人権教育・啓発の積極的な推進を図ります。

# 推進体制の整備等

## 県の推進体制



県の各部局は、「人権の主流化」の視点を踏まえ、副知事を本部長とする県人権尊重の社会づくり推進本部の下、緊密な連絡調整を図り、基本計画に基づき、総合的かつ効果的に人権教育・啓発関係施策を推進します。

## 国及び市町村との連携

国及び市町村と緊密な連携・協力の下、基本計画に基づく人権教育・啓発の効果的な推進に取り組みます。

特に、地域の状況を踏まえた人権教育・啓発を行うため、市町村と緊密に連携して取り組みます。



## 関係団体・企業等との連携と自主的取組の促進

各種団体や企業等による自主的・主体的な人権教育・啓発活動を促進するため、県人権同和問題啓発推進協議会と連携も図りながら、それらの活動に対して積極的な支援を行います。



## 基本計画のフォローアップ

計画の進捗状況については、毎年度、県のホームページ等を活用して県民に情報提供するとともに、取組の成果と課題を検証し、その結果を施策の推進に反映します。



## 意識調査の実施

県民の人権に関する意識の状況や変化等から、県の施策の成果と課題を検証し、その結果を基本計画の策定や改定に反映させるために、県は5年ごとに意識調査を実施します。

